



秋 田 県 よ ろ ず 支 援 拠 点 相 談 申 込 (受 付) 票 兼 同 意 書

「よろず支援拠点」は国が全国に設置している経営相談所です。

経営相談をご希望の方は、本申込書をご記入及び、裏面の留意事項をご確認の上、FAXもしくはE-mailにて秋田県よろず支援拠点まで送信してください。

FAX 018-863-2390 **E-mail** akita.yoroazu@bic-akita.or.jp

【 申 込 日 】 年 月 日

秋田県よろず支援拠点のご利用は何回目ですか？				<input type="checkbox"/> 初回		<input type="checkbox"/> 2回目以降	
種 者	フリガナ					業種	
	会社名(屋号)						
	所在地	〒					
	TEL/携帯			FAX			
	E-mail						
者	ご相談者	役職			フリガナ		
					氏名		
相談分野 (該当する分野をお選びください) ※複数選択可	1.売上拡大 2.経営改善 3.金融・資金繰り 4.新分野事業展開 5.創業 6.事業承継 7.廃業 8.補助金 9.WEB・SNS活用・ECサイト 10.IT・DX 11.広告・デザイン 12.商品開発 13.海外展開 14.店舗改善 15.工場改善 16.業務改善・生産性向上 17.観光・集客 18.経営法律 19.人事・労務 20.知的財産 21.税務 22.その他						
相談内容 (できるだけ詳しくご記入ください)							
相談希望日	第1希望			年	月	日	【午前・午後】
	第2希望			年	月	日	【午前・午後】
よろず支援拠点をどこでお知りになりましたか？	1.よろず支援拠点のホームページ 2.よろず支援拠点のチラシを見て 3.紹介・その他 (例:〇〇銀行、〇〇商工会)						
報	資本金			創業日			
	従業員数			売上高			
	主要事業・製品						

※金融機関またはその他支援機関からのご紹介の場合は、紹介元を教えてください。

機関名	担当者名	担当者の連絡先

お問い合わせ先

公益財団法人あきた企業活性化センター 内

秋田県よろず支援拠点(TEL:018-860-5605 FAX:018-863-2390)

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

【事務局使用欄】 受付日: _____ 受付者: _____

秋田県よろず支援拠点 ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. よろず支援拠点での相談について

秋田県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者・NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていません。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取扱いについて

公益財団法人あきた企業活性化センター（秋田県よろず支援拠点の実施機関）は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ① 秋田県よろず支援拠点は、国の施策として、経済産業省、よろず支援拠点全国本部（中小企業基盤整備機構）、公益財団法人あきた企業活性化センターが連携・協力して運営している事業です。
- ② お伺いした内容（個人情報を含む）については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者及び全国のよろず支援拠点で共有されます。
- ③ 本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。

詳しい説明は以下をご覧ください。

- 秋田県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、秋田県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。
- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。
 - ①脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、②大声・奇声を発するなどして相談業務を害する行為、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥秋田県よろず支援拠点が相談業務の運営上、支障をきたすと判断した行為
- 利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、秋田県よろず支援拠点の利用をお断りします。
 - ①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等

秋田県よろず支援拠点の利用にあたり、留意事項について了承しました。

確認日 年 月 日

相談者氏名 _____